

投資家の皆様へ

大学改革支援・学位授与機構について

—平成28年度—

 **NIAD-QE**

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構



目次

大学改革支援・学位授与機構債券について	2	4. 財務内容		
1. 当機構の概要			■ 会計処理上の特徴	26
■ 大学改革支援・学位授与機構の概要	4	— 貸借対照表(平成28年3月31日現在)	27
■ 機構の使命・役割	5	— 損益計算書	28
■ 組織図(平成28年11月現在)	6	(平成27年4月1日～平成28年3月31日)		
■ 当機構と国との主な関係(1)(2)	7	— キャッシュ・フロー計算書	29
■ 旧国立大学財務・経営センターに係る法人統合の経緯	...	9	(平成27年4月1日～平成28年3月31日)		
■ 大学改革支援・学位授与機構の設立	10	— 行政サービス実施コスト計算書	30
■ 国立大学等の法人化の状況	12	(平成27年4月1日～平成28年3月31日)		
2. 事業の概要			5. 資金調達		
■ 当機構の目的、事業内容	14	■ 資金調達の仕組み(平成28年度予算)	32
■ 施設整備勘定の事業内容(1)～(7)	15	■ 機構債券の特徴／商品性	33
3. 中期目標と中期計画の概要			■ 財投機関債について	34
■ 中期目標と中期計画の概要(1)(2)	23			



大学改革支援・学位授与機構債券について

NIAD-QE

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

債券の商品性

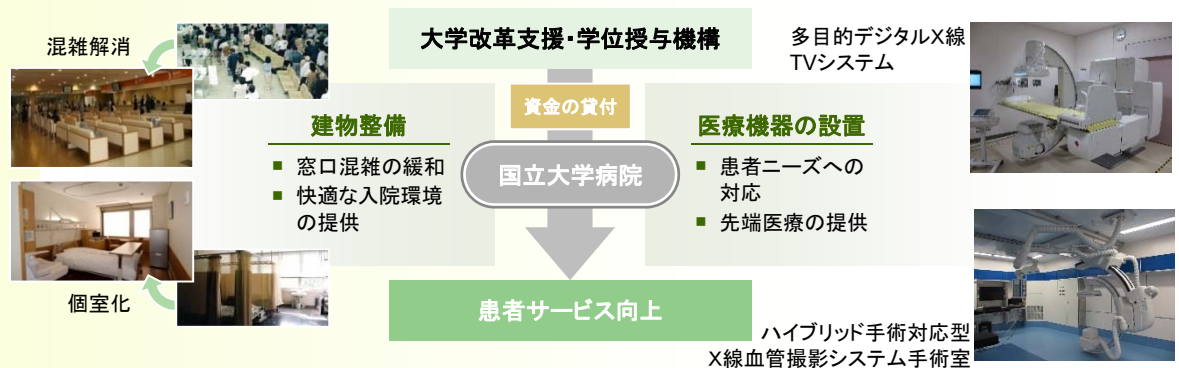
- 一年度に1回の発行を予定
- 格付 R&I / AA (取得見込み)
- BISリスクウェイト 10%
- 一般担保付

信用力のポイント

- 全額政府出資
- 大学等の教育・研究活動の評価、国立大学等の施設整備支援、大学以外の高等教育段階での学習成果の評価に基づく学位授与等を行う政策執行機関
- 施設整備勘定において、費用>収益と損失が発生した場合は、積立金取崩により損益が均衡する仕組み
- 貸付対象である国立大学附属病院は、我が国の医療及び教育政策上重要な役割を果たしており、貸付先の国立大学法人の信用力は高く、貸倒実績は1件もない

地域医療及び教育への貢献

- 地域医療における「先進医療の提供と、地域の急性期医療対応」の為の施設及び設備整備支援
- 我が国の教育分野において重要な役割を担う国立学校法人に対する施設及び設備整備支援



さらなる地域貢献のできる病院へ

1. 当機構の概要





大学改革支援・学位授与機構の概要

設立	平成28年4月1日		
根拠法	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法 (平成15年7月16日法律第114号)		
沿革	<table border="0"><tr><td>【国立大学財務・経営センター】 平成 4年7月 国立学校財務センター設立 平成16年4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立</td><td>【大学評価・学位授与機構】 平成 3年7月 学位授与機構設立 平成12年4月 大学評価・学位授与機構に改組 平成16年4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構設立</td></tr></table> <p>平成28年4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構を統合し、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構設立</p>	【国立大学財務・経営センター】 平成 4年7月 国立学校財務センター設立 平成16年4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立	【大学評価・学位授与機構】 平成 3年7月 学位授与機構設立 平成12年4月 大学評価・学位授与機構に改組 平成16年4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構設立
【国立大学財務・経営センター】 平成 4年7月 国立学校財務センター設立 平成16年4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立	【大学評価・学位授与機構】 平成 3年7月 学位授与機構設立 平成12年4月 大学評価・学位授与機構に改組 平成16年4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構設立		
主務省	文部科学省		
資本金	87億8,085万円 ^{注1} (平成28年4月1日現在)(全額政府出資)		
役職員数	184人 ^{注2} (平成28年4月現在)		

注1: 単位未満を四捨五入しております

注2: 非常勤監事2名を含みます



機構の使命・役割

機構憲章(抜粋)

グローバル化や大学の多様化など我が国の高等教育を取り巻く環境は大きく変化し、質の保証・向上と国際通用性の確保が、高等教育全体を通じて一層重要な課題となっている中で、大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合により発足した。

今回の統合を機に、両機関の創立以来の様々な実績を活かしつつ、大学支援機能の更なる強化に向け、機構が果たすべき使命・役割と基本的な目標を再確認し、ここに「機構憲章」を掲げて全構成員の指針とし、責任を持って業務遂行に当たることで、社会からの信頼と期待に応えていくこととする。

平成28年4月1日

機構の使命・役割

機構は、大学等の評価、学位授与、質保証連携及びこれらに関する調査研究並びに国立大学等の施設費等の貸付・交付の業務を通して、我が国の高等教育の質の向上を支援し、もって我が国高等教育の発展に寄与する。

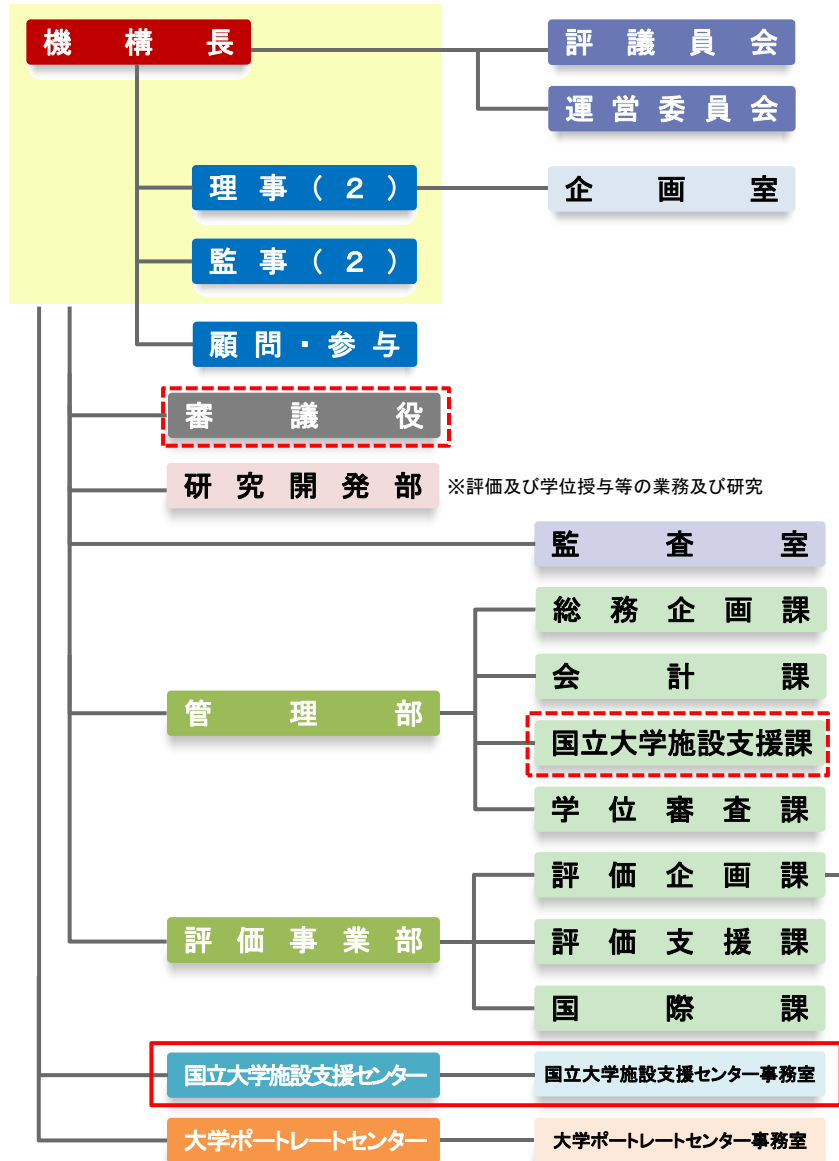
1. 国際通用性の高い評価の実施
2. 多様な学習成果に基づく学位取得の機会の提供
3. 大学等及び質保証機関等との連携
4. 質保証に係る調査研究の推進
5. 国立大学等の施設費等の貸付・交付

機構の運営方針

1. 着実な業務実施と効率的・効果的な運営
2. 大学関係者等の参画を得た運営
3. 中立性・公正性・透明性の確保
4. 内部統制の強化と教職協働の深化



組織図(平成28年11月現在)



評価事業に関する諸会議

大学機関別認証評価委員会

高等専門学校機関別認証評価委員会

法科大学院認証評価委員会

国立大学教育研究評価委員会

学位授与事業に関する諸会議

学位審査会

大学質保証連携に関する諸会議

大学ポートレート運営会議

施設費貸付・交付事業に関する諸会議

国立大学施設支援センター審議委員会

国立大学評価室

※国立大学施設支援センターの事務は、審議役及び国立大学施設支援課が行っています



当機構と国との主な関係(1)

役員の任命・解任

- 当機構の機構長及び監事は、文部科学大臣が任命・解任します
- 理事は機構長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに公表しなければならないとされています

中期目標・中期計画

- 文部科学大臣は3年以上5年以下の期間（当機構においては平成26年4月から平成31年3月までの5年間）において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（＝中期目標）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないとされています
- 当機構は中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（＝中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています

施設費貸付事業・ 施設費交付事業

- 国の定める施設整備計画に従った国立大学法人等の施設整備を実施するため、当機構は文部科学大臣の定めるところにより、施設費貸付事業・施設費交付事業を行うこととされています

長期借入金・債券発行

- 当機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし、又は債券を発行することができることとされています



当機構と国との主な関係(2)

業務の実績評価

- 当機構は、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、文部科学大臣の評価を受けなければならないとされています

中期目標の期間の終了時の検討

- 文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時において、当機構の業務の継続又は組織存続の必要性その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています

財務諸表

- 当機構は毎事業年度、財務諸表を作成し文部科学大臣の承認を受けなければならないとされています
- 財務諸表は、文部科学大臣が選任した会計監査人の監査を受けなければならないとされています

財源措置

- 文部科学大臣は、予算の範囲内において、当機構の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとされています

会計検査

- 当機構に対しては、会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています



旧国立大学財務・経営センターに係る法人統合の経緯

<p>独立行政法人整理 合理化計画 (H19.12.24閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省所管の国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構を統合する方針 		
<p>独立行政法人の 抜本的な見直しについて (H21.12.25閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「整理合理化計画」に定められた事項については当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討 		
<p>行政刷新会議における 事業仕分け (H22.4.28実施)</p>	<table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設費貸付事業・施設費交付事業 等 ■ 旧特定学校財産の管理処分 ■ 東京連絡所の運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業廃止 ■ 事業廃止／不要資産の国庫返納 ■ 事業規模縮小／会議室の共用化 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設費貸付事業・施設費交付事業 等 ■ 旧特定学校財産の管理処分 ■ 東京連絡所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業廃止 ■ 事業廃止／不要資産の国庫返納 ■ 事業規模縮小／会議室の共用化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設費貸付事業・施設費交付事業 等 ■ 旧特定学校財産の管理処分 ■ 東京連絡所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業廃止 ■ 事業廃止／不要資産の国庫返納 ■ 事業規模縮小／会議室の共用化 		
<p>独立行政法人の事務・ 事業の見直しの基本方針 (H22.12.7閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設費貸付事業や施設費交付事業等については将来的に廃止を検討するが、施設整備の必要性や資金調達等を鑑みて当面継続 ■ 事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で、法人は廃止 		
<p>独立行政法人の制度及び 組織の見直しの基本方針 (H24.1.20閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国立大学財務・経営センターは廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては「大学入試センター」及び「大学評価・学位授与機構」による統合後の法人に移管 		
<p>平成25年度 予算編成の基本方針 (H25.1.24閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」については、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、見直しの検討を継続 		
<p>独立行政法人改革等に 関する基本的な方針 (H25.12.24閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省所管の国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構を統合する方針 		
<p>各独立行政法人の統廃合等に 係る措置の実施時期について (H26.8.29行政改革推進本部決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 統合の実施時期を平成28年4月と決定 		
<p>独立行政法人大学評価・学位授与 機構法の一部を改正する法律 (H27.5.27公布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第27号)が公布され、平成28年4月1日をもって国立大学財務・経営センターは大学評価・学位授与機構と統合することとなる 		



大学改革支援・学位授与機構の設立(前身である両法人の概要)

国立大学財務・経営センター

【目的】

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資する

【業務】

①施設費貸付事業

国立大学法人等に文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
合計	33法人74事業 約390億円	36法人89事業 約521億円	34法人83事業 約535億円	35法人73事業 約618億円	35法人83事業 約565億円	34法人91事業 約634億円

②承継債務償還

旧国立学校特別会計の財政投融资資金からの負債を承継し、附属病院を有する国立大学法人からの負担金をとりまとめ、負債及び利息の償還を一括して行うこと

③施設費交付事業

国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
合計	83法人 約176億円	90法人 約86億円	89法人 約55億円	90法人 約56億円	90法人 約54億円	90法人 約55億円

④旧特定学校財産の管理処分

旧特定学校財産の管理及び処分の促進を図ること

大学評価・学位授与機構

【目的】

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資する

【業務】

I 大学評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること(認証評価、国立大学の教育研究評価等)

II 学位授与

学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること

対象	学位の種類	授与実績	累計
短期大学・高等専門学校 卒業生及び専門学校修了者等	学士	2,537人 (H27年度)	46,171人 (H4~27年度)
各省庁大学の認定課程 修了者	学士・修士・ 博士	1,045人 (H27年度)	26,573人 (H3~27年度)

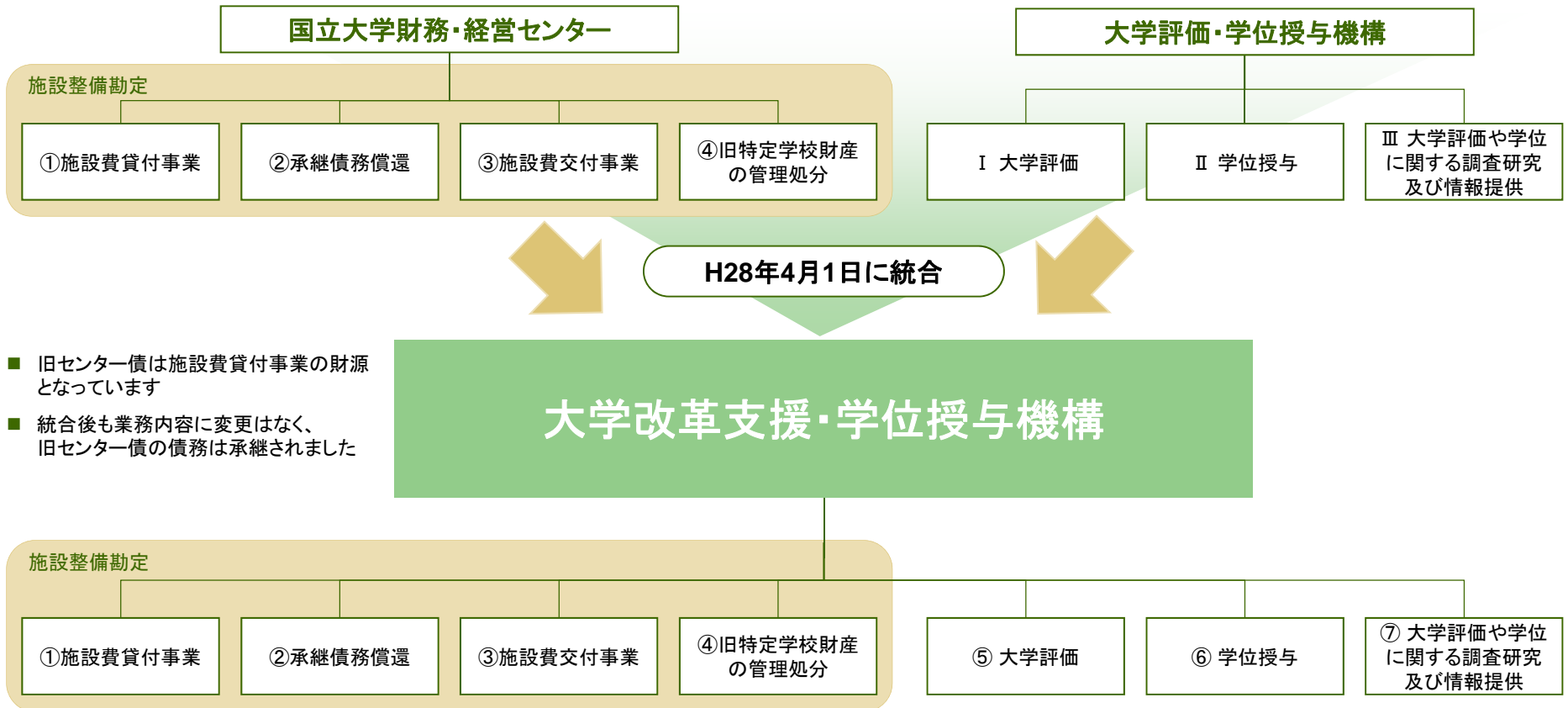
III 大学評価や学位に関する調査研究及び情報提供

大学評価の手法及び評価指標の研究開発等や、学位の構造・機能と国際通用性に関する調査研究等を行うとともに、諸外国の大学評価に関する情報を収集して、情報提供を行うこと



大学改革支援・学位授与機構の設立（当機構の業務）

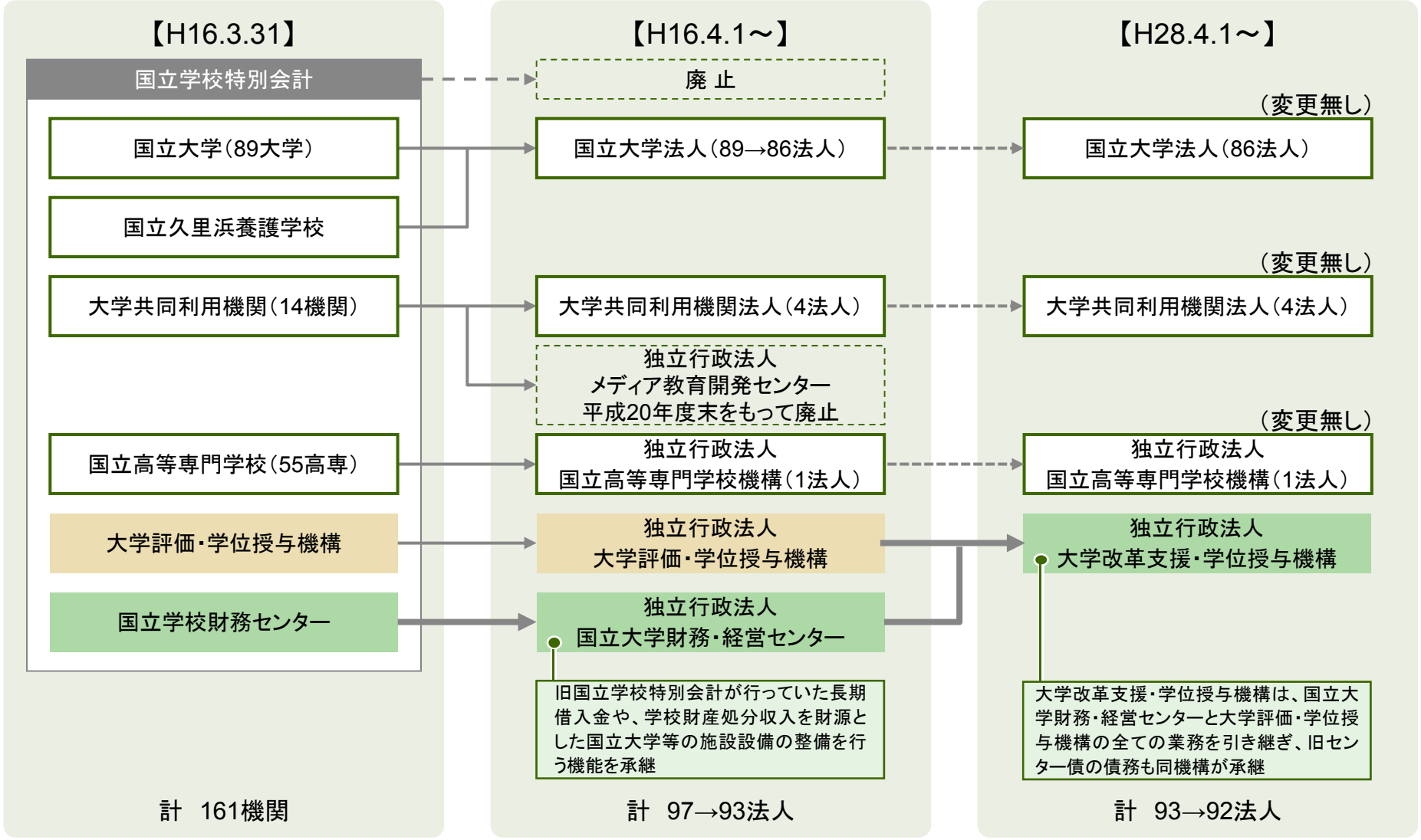
当機構は、国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構の業務を引き継いでおり、国立大学財務・経営センター債券に係る債務は全て当機構に承継されました（機構法第16条関係、附則第2条関係）



- 旧センター債は施設費貸付事業の財源となっています
- 統合後も業務内容に変更はなく、旧センター債の債務は承継されました



国立大学等の法人化の状況



2. 事業の概要





当機構の目的、事業内容

目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること

大学評価

- 大学等の教育研究等の総合的な状況に関する評価
- 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価
- 認証評価に関する検証
- 国立大学法人評価における教育研究に関する評価

学位授与

- 短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与(学士)
- 機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与(学士・修士・博士)

施設費貸付・交付

- 施設費貸付事業
- 承継債務償還
- 施設費交付事業
- 旧特定学校財産の管理処分

調査研究

- 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究
- 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
- 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

質保証連携

- 大学等に関する情報の収集・整理・提供
- 質保証人材の能力開発のための取組み
- 国内外の質保証機関等との連携





施設整備勘定の事業内容(1)

当機構は、機構法第17条及び附則第13条第4項により、一般勘定と施設整備勘定に経理を区分しています

1 施設費貸付事業

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備等に必要な資金の貸付けを行っています
- 文部科学省の定める施設整備等の計画に従い整備を実施
- 各国立大学法人からの回収率は100%

2 承継債務償還

- 機構は旧国立学校特別会計が財政投融資金に対して負っていた債務を一括して承継しており、当該債務の償還業務を行っています
- 各国立大学法人からの回収率は100%

3 施設費交付事業

- 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を対象として、施設整備に必要な資金の交付を行っています
- 文部科学省の定める施設整備等の計画に従い整備を実施

4 旧特定学校財産の管理処分

- 機構は、国から承継した旧特定学校財産を管理・処分するとともに、得られた収入を機構が実施する施設費交付事業の財源に充てることとしています





施設整備勘定の事業内容(2)

1 施設費貸付事業

- 国立大学法人に対し、附属病院の施設又は設備の整備に必要な資金の貸付を行っています
- 貸付金の財源は、財政融資資金からの借入金及び財投機関債により調達した資金です
- 国立大学法人の附属病院は、42国立大学法人に45病院設置されています

デジタルガンマカメラシステム(金沢大学) 中央診療棟(長崎大学)



新病棟(山梨大学)



低侵襲手術支援システム(徳島大学)



国立大学附属病院一覧

1	北海道大学病院	22	滋賀医科大学医学部附属病院
2	旭川医科大学病院	23	京都大学医学部附属病院
3	弘前大学医学部附属病院	24	大阪大学医学部附属病院 大阪大学歯学部附属病院
4	東北大学病院	25	神戸大学医学部附属病院
5	秋田大学医学部附属病院	26	鳥取大学医学部附属病院
6	山形大学医学部附属病院	27	島根大学医学部附属病院
7	筑波大学附属病院	28	岡山大学病院
8	群馬大学医学部附属病院	29	広島大学病院
9	千葉大学医学部附属病院	30	山口大学医学部附属病院
10	東京大学医学部附属病院 東京大学医科学研究所附属病院	31	徳島大学病院
11	東京医科歯科大学医学部附属病院 東京医科歯科大学歯学部附属病院	32	香川大学医学部附属病院
12	新潟大学医歯学総合病院	33	愛媛大学医学部附属病院
13	富山大学附属病院	34	高知大学医学部附属病院
14	金沢大学附属病院	35	九州大学病院
15	福井大学医学部附属病院	36	佐賀大学医学部附属病院
16	山梨大学医学部附属病院	37	長崎大学病院
17	信州大学医学部附属病院	38	熊本大学医学部附属病院
18	岐阜大学医学部附属病院	39	大分大学医学部附属病院
19	浜松医科大学医学部附属	40	宮崎大学医学部附属病院
20	名古屋大学医学部附属病院	41	鹿児島大学医学部・歯学部附属病院
21	三重大学医学部附属病院	42	琉球大学医学部附属病院



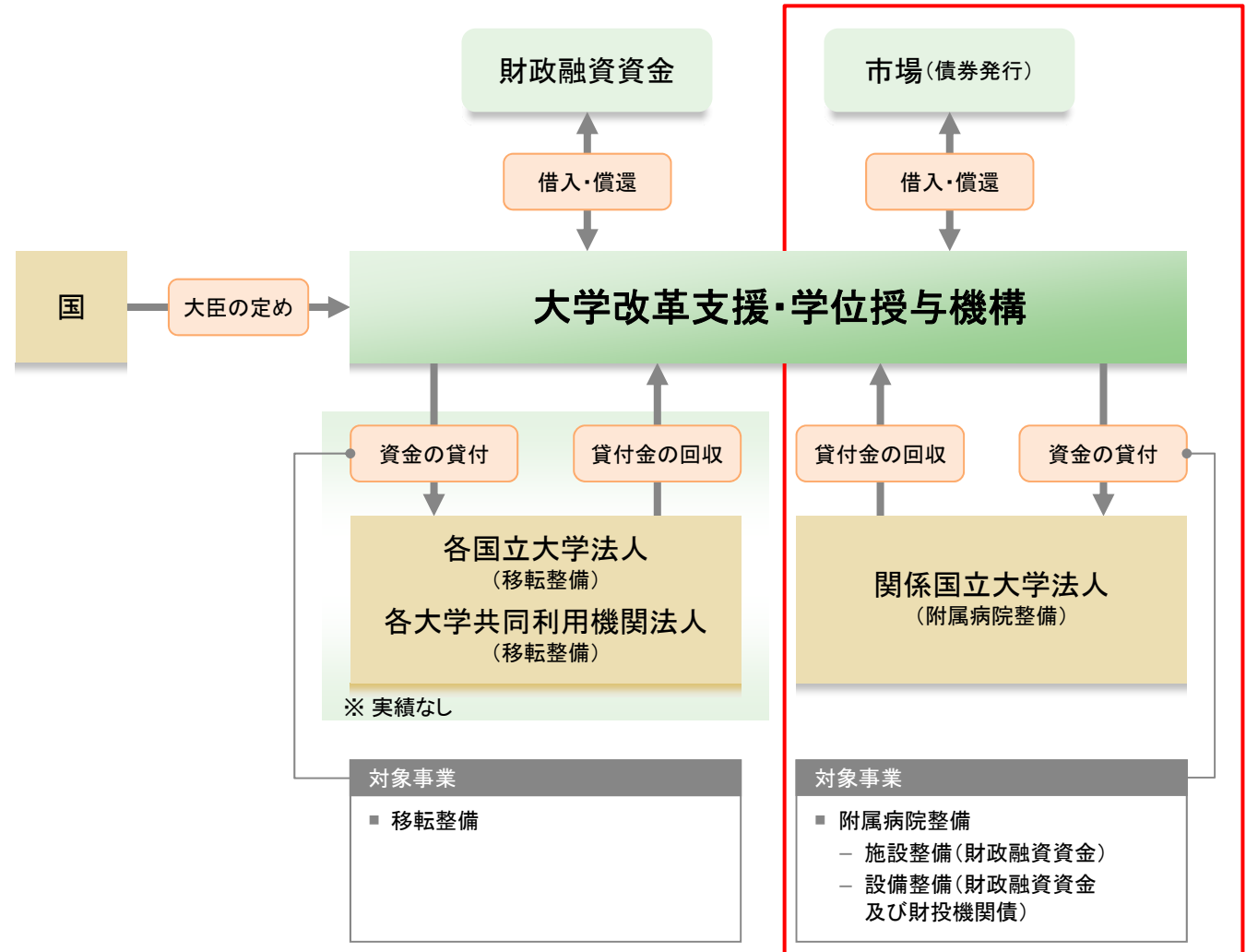
施設整備勘定の事業内容(3)

施設費貸付事業の仕組み

- 国立大学法人等を対象として、附属病院整備等に必要な資金の貸付けを行っています
- 国の定める施設整備等の計画に従い整備を実施するため、貸付先は文部科学大臣が定めます(国の施設整備費補助金を補完するものであり、附属病院整備のうち施設整備については総事業費の1割を国が補助金として交付、9割を機構が貸付)
- 貸付財源は、以下の2つとなります
 - ① 財政融資資金からの借入金
 - ② 債券発行により調達した資金

貸付メニュー

区分	貸付	据置	償還	利率
施設整備	25年	5年	20年	財投同率
設備整備	10年	1年	9年	財投+上乘

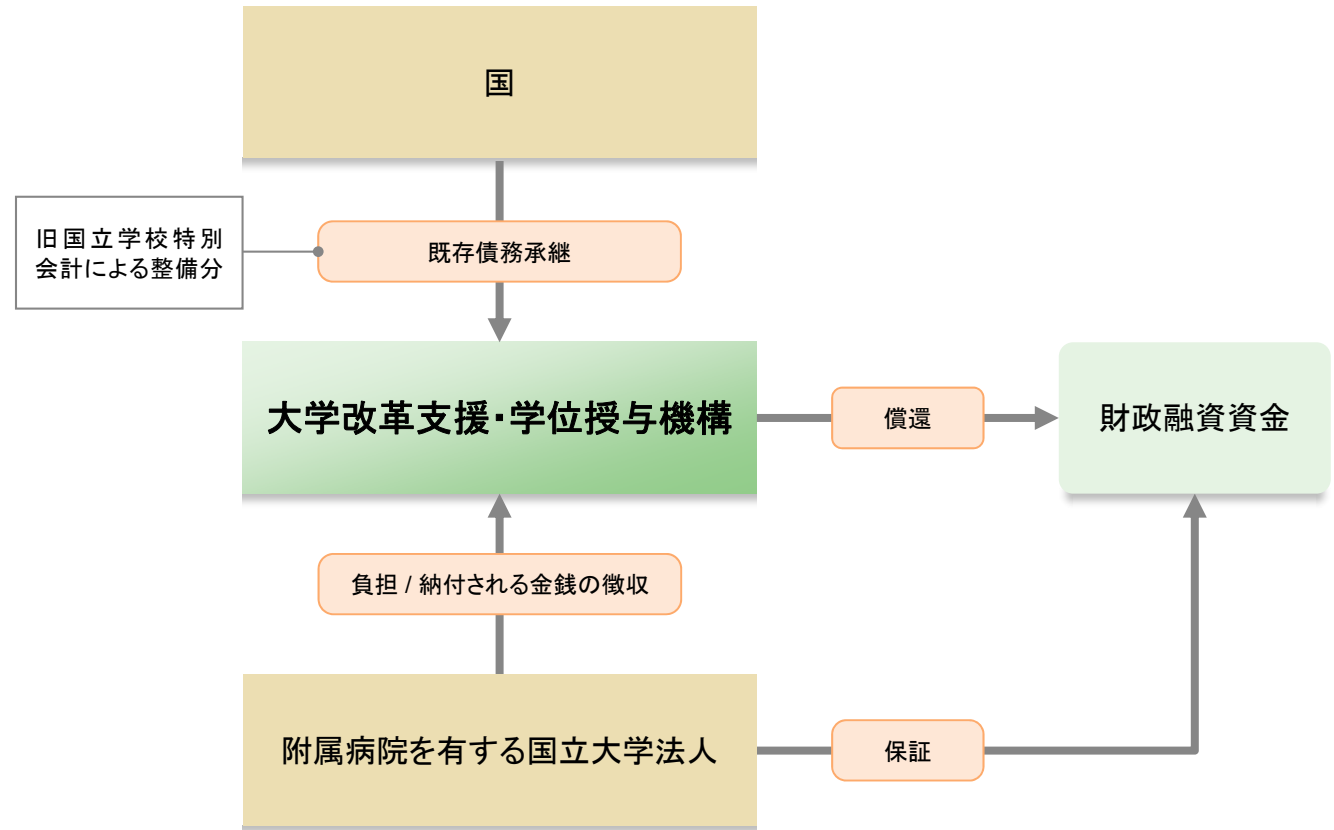




施設整備勘定の事業内容(4)

2 承継債務償還

- 当機構の前身の1つである旧国立大学財務・経営センターは、廃止前の国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています
- 償還財源は、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当機構に対し、文部科学大臣が定める額を負担することとされています
- 当機構はこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行っています
- 債務を負担する国立大学法人は、機構が一括して承継した債務に保証を差し入れています





施設整備勘定の事業内容(5)

3 施設費交付事業

- 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、施設整備に必要な資金の交付を行っています

区分	法人数
国立大学法人	85法人
大学共同利用機関法人	4法人(16研究所)
国立高等専門学校機構	1法人(51学校)

屋上防水改修工事(鹿児島大学)



バリアフリー対策工事(東京芸術大学)



外壁等改修工事(岐阜大学)





施設整備勘定の事業内容(6)

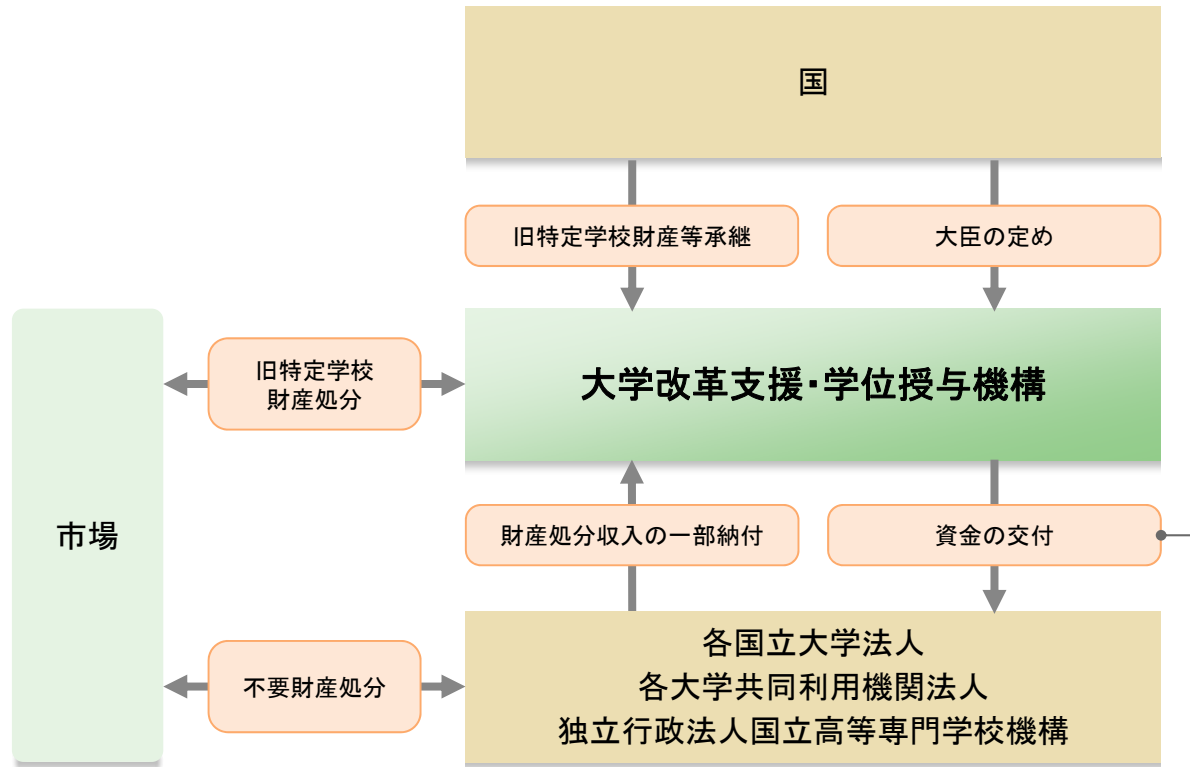
施設費交付事業の仕組み

- 国立大学法人等を対象として、施設整備に必要な資金の交付を行っています
- 国の定める施設整備等の計画に従い整備を実施するため、交付先は文部科学大臣が定めます（国の施設整備費補助金を補完するもの）
- 交付財源は、以下の2つです
 - ① 廃止前の国立学校特別会計から承継した特定学校財産・積立金等の財産
 - ② 国立大学法人等の不要財産処分収入の一定割合

区分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16.4.1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16.4.1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16.7.1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16.4.1	297億円
合計			624億円

※ 上記のうち38億円は承継債務の償還に充当

※ 施設費交付事業充当分は、586億円



- 対象事業
- 国立大学法人等の施設整備全般
 - 土地の取得
 - 施設の設置若しくは整備
 - 設備の設置



施設整備勘定の事業内容(7)

4 旧特定学校財産の管理処分

- 旧特定学校財産とは、旧国立学校設置法に規定されていたもので、国立学校財産のうち、移転、施設の高層化等により不要となったもので処分収入額が100億円を超える財産のうち、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した財産です
- 当機構は、国から承継した旧特定学校財産を管理・処分するとともに、得られた収入は当機構が実施する施設費交付事業の財源に充てることで、各法人へ還元するという役割も果たしています

東京大学生産技術研究所跡地
(港区六本木)



- 平成28年5月1日現在 29,974.81㎡
- 共有持分 2,513,473 / 2,997,481 は独立行政法人国立美術館が所有

3. 中期目標と中期計画の概要





中期目標と中期計画の概要(1)

独立行政法人制度においては、主務大臣から法人に対し、法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下、「中期目標」という。)を指示することを定め、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を作成し、これに基づいて業務を遂行することとされています

また、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について、主務大臣より評価を受けることとなっています

中期目標(主な事項)	中期計画(主な事項)
I 中期目標の期間 5年間(平成26年4月1日～平成31年3月31日)	
II 業務運営の効率化等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る ■ 一般管理費(退職手当を除く) 毎事業年度3%以上を削減 ■ その他の事業費(退職手当を除く) 毎事業年度1%以上の業務の効率化 	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る ■ 一般管理費(退職手当を除く) 毎事業年度3%以上の削減目標を達成する ■ その他の事業費(退職手当を除く) 毎事業年度1%以上の業務の効率化を図る
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 施設費貸付事業及び施設費交付事業 <ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う 4. 国から承継した財産等の処理 <ul style="list-style-type: none"> ■ 旧特定学校財産の処分は、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする ■ 国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う 	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 施設費貸付事業及び施設費交付事業 <ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを行う ■ 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う ■ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要資金として交付を行う 4. 国から承継した財産等の処理 <ol style="list-style-type: none"> (1)旧特定学校財産の管理処分 <ul style="list-style-type: none"> ■ 東京大学生産技術研究所跡地については、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める (2)承継債務償還 <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務の償還等を行う



中期目標と中期計画の概要(2)

中期目標(主な事項)	中期計画(主な事項)								
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己収入の確保に努め、財務に係る情報を把握し、適切な予算配分等を行う ■ 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする 	<p>III 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画 4. 人件費の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする ■ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する <p>IV 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する <p>VI 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる 								
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る 	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事に関する計画 (1)方針職員の計画的かつ適正な配置を行う (2)人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める 2. 中期目標の期間を超える債務負担 (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="1094 1216 1968 1306"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期目標期間小計</th> <th>次期以降償還額</th> <th>総債務償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>203,872</td> <td>701,125</td> <td>904,997</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額	長期借入金償還金	203,872	701,125	904,997
区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額						
長期借入金償還金	203,872	701,125	904,997						

4. 財務内容





会計処理上の特徴

法定財務諸表

- 当機構の財務諸表は独立行政法人通則法第37条により原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令等に基づき作成されています
- 当機構では機構法第17条及び附則第13条第4項に基づき、以下のとおり経理しています
 - ① 機構法第17条の規定による区分経理により、機構の運営に必要な経費を一括して経理し、一般勘定としております
 - ② 機構法第16条の業務のうち、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理、同法第19条に規定する施設費貸付事業に必要な費用に充てるための長期借入金の経理、同法附則第13条に規定する承継債務償還業務の経理及び承継された財産の処分に係る経理を施設整備勘定としております

財務諸表の種類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 行政サービス実施コスト計算書
- 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- これらの附属明細書

会計監査人

- 監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければならないとされています



貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	旧国立大学財務・経営センター			旧大学評価・学位授与機構
	一般勘定	施設整備勘定	法人単位	法人単位
資産	1,137	803,074	804,211	6,691
流動資産	117	803,074	803,191	679
固定資産	1,020	—	1,020	6,011
負債	151	780,893	781,044	1,011
流動負債	94	76,282	76,376	548
固定負債	57	704,611	704,668	462
純資産	986	22,182	23,167	5,680
資本金	1,372	—	1,372	7,471
資本剰余金	△ 408	—	△ 408	△ 1,936
利益剰余金	23	22,182	22,204	144

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております



損益計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:百万円)

科目	旧国立大学財務・経営センター			旧大学評価・学位授与機構
	一般勘定	施設整備勘定	法人単位	法人単位
経常費用	276	16,785	17,061	1,934
経常収益	299	14,385	14,684	1,994
経常利益又は経常損失(△)	23	△ 2,400	△ 2,377	61
当期純利益又は当期純損失(△)	23	△ 2,400	△ 2,377	61
臨時損失	0	—	0	0
臨時利益	—	—	—	0
当期総利益	23	0	23	61
国立大学財務・経営センター 法第15条積立金取崩額	—	2,400	2,400	—

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております

- 施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、機構法第18条第4項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合は、当該損失に相当する機構法第18条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています



キャッシュ・フロー計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:百万円)

科目	旧国立大学財務・経営センター			旧大学評価・学位授与機構
	一般勘定	施設整備勘定	法人単位	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	54	11,370	11,424	371
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 1,800	△ 1,800	△ 23
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 12,736	△ 12,736	△ 13
資金増加額(△減少額)	54	△ 3,166	△ 3,113	336
資金期首残高	60	4,672	4,732	328
資金期末残高	113	1,506	1,619	664

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております



行政サービス実施コスト計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:百万円)

科目	旧国立大学財務・経営センター			旧大学評価・学位授与機構
	一般勘定	施設整備勘定	法人単位	法人単位
業務費用	268	2,400	2,667	1,390
損益外減価償却相当額	17	—	17	244
損益外除売却差額相当額	—	—	—	0
引当外賞与見積額	△ 5	—	△ 5	21
引当外退職給付増加見積額	△ 21	—	△ 21	63
機会費用	0	—	0	0
行政サービス実施コスト	258	2,400	2,658	1,718

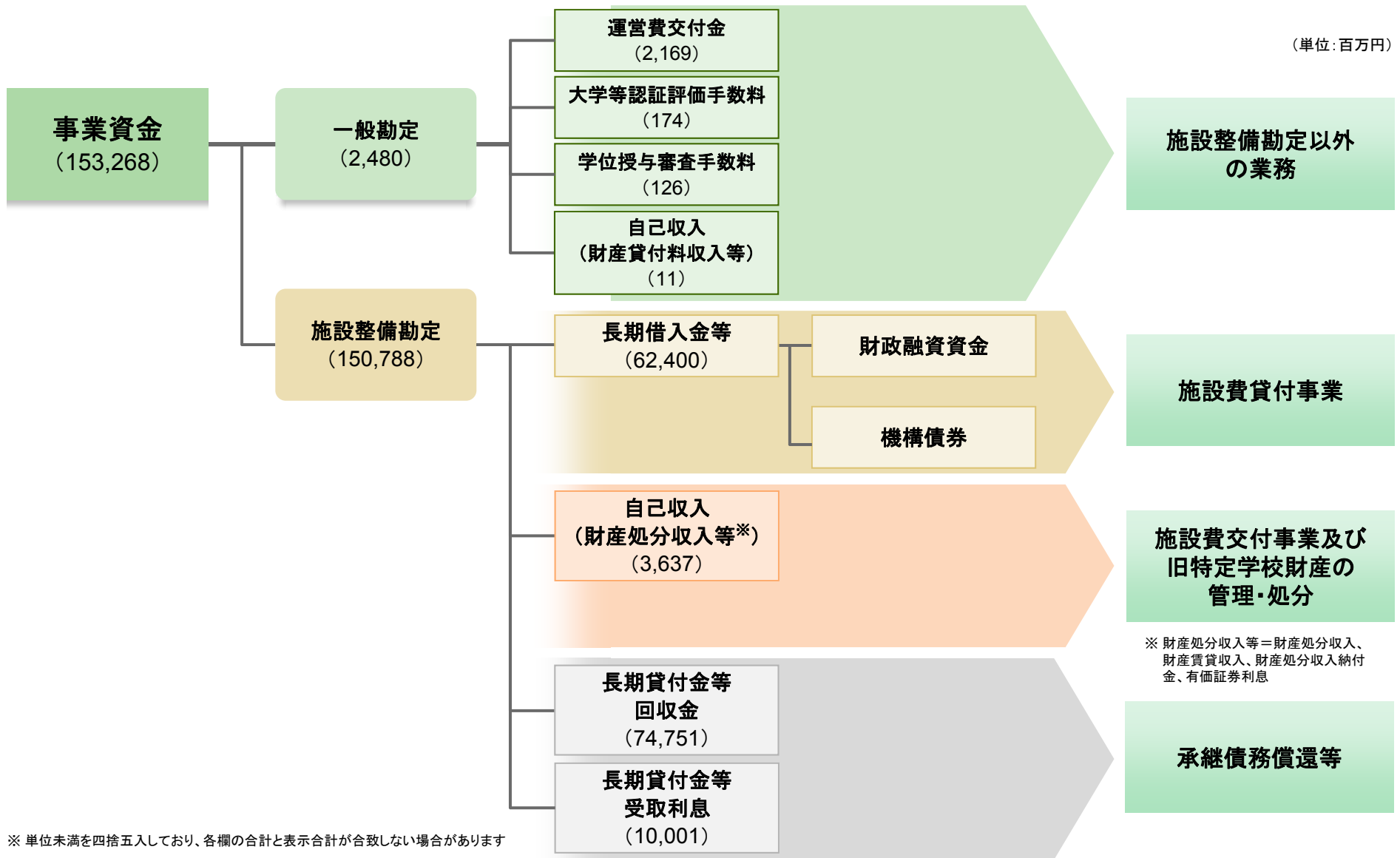
※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております

5. 資金調達





資金調達の仕組み(平成28年度予算)



※ 財産処分収入等=財産処分収入、
財産貸付収入、財産処分収入納付
金、有価証券利息

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります



機構債券の特徴／商品性

銘柄	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券
発行実績	初回債 (旧センターにおいては、平成17年度以降毎年度50億円「独立行政法人国立大学財務・経営センター債券」を発行)(※34ページ参照)
発行方針	平成28年度 50億円の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行を予算計上
資金の使途	<ul style="list-style-type: none">■ 機構法第16条第2号に定める施設費貸付事業のうち、国立大学法人の附属病院の医療設備の設置に必要な資金貸付の一部に充当します■ 機構法第19条第2項で定める債券の償還に充当します
格付	AA (R&I) (取得見込み)
担保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します
BISリスクウェイト	10%
一般債振替制度	本債券は一般債振替制度に対応しています



財投機関債について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券について

- 平成28年度予算においては、50億円の債券発行を計画しています

- 旧国立大学財務・経営センター債券の起債実績は以下のとおりです

これまでの起債実績	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
条件決定日	平成18年2月8日	平成19年1月25日	平成20年2月27日	平成21年2月5日	平成22年2月3日	平成23年2月4日	平成24年2月3日	平成25年2月1日	平成26年2月7日	平成27年2月6日	平成28年2月9日
払込日	平成18年2月20日	平成19年2月7日	平成20年3月7日	平成21年2月25日	平成22年2月25日	平成23年2月25日	平成24年2月29日	平成25年2月28日	平成26年2月28日	平成27年2月27日	平成28年2月29日
償還日	平成23年3月18日	平成24年3月19日	平成25年3月19日	平成26年3月20日	平成27年3月20日	平成28年3月18日	平成29年3月17日	平成30年3月20日	平成31年3月20日	平成32年3月19日	平成33年3月19日
総額	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円
年限	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
利率	1.08%	1.35%	1.20%	1.16%	0.679%	0.672%	0.464%	0.239%	0.269%	0.152%	0.080%
発行価格	99.96	100.00	99.99	99.98	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
応募者利回り	1.088%	1.350%	1.202%	1.164%	0.679%	0.672%	0.464%	0.239%	0.269%	0.152%	0.080%
JGBスプレッド	国債+8bp	国債+14bp	国債+21bp	国債+35bp	国債+12bp	国債+9bp	国債+12bp	国債+8bp	国債+7bp	国債+5bp	絶対値での条件決定
格付け(R&I)	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA	AA	AA	AA	AA

※ 格付け(R&I)については、各起債時点のものであり、現在の格付けは“AA”となっております



お問い合わせ先

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

■ 竹橋オフィス

国立大学施設支援センター(管理部国立大学施設支援課)

TEL : 03-4212-6137

FAX : 03-4212-6600

E-mail : [finance\(アット\)niad.ac.jp](mailto:finance(at)niad.ac.jp) (※「(アット)」を「@」に置き換えてください。)

URL : <http://www.niad.ac.jp/>

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号
学術総合センター10階

本資料は債券発行を行うに際し、参考となる情報の提供のみを目的としたものであり、投資判断の参考となる情報の提供および投資勧誘を目的としたものではありません

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断くださいますようお願い申し上げます